

舞鶴市第9期 高齢者保健福祉計画（案）の概要について (令和6年度～8年度)

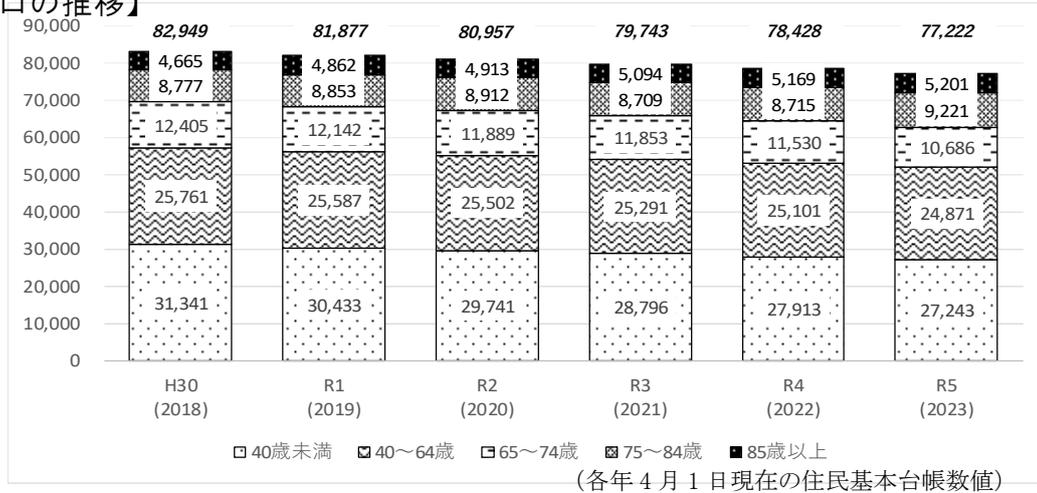
1 舞鶴市高齢者保健福祉計画

老人福祉法に規定する「老人福祉計画」と介護保険法に規定する「介護保険事業計画」を合わせ、一体的に策定するもの。

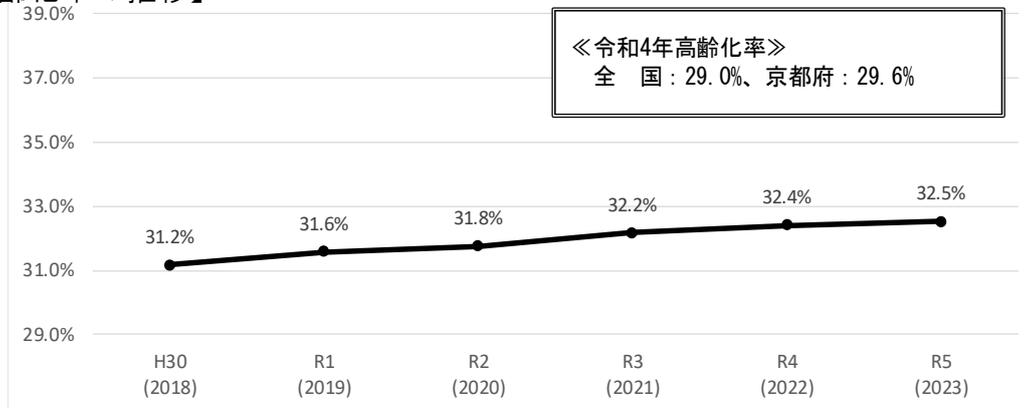
本計画は、「第7次舞鶴市総合計画」と「舞鶴市地域福祉計画」を上位計画とし、計画期間は介護保険法の規定に基づき3年間。

2 高齢化の更なる進展

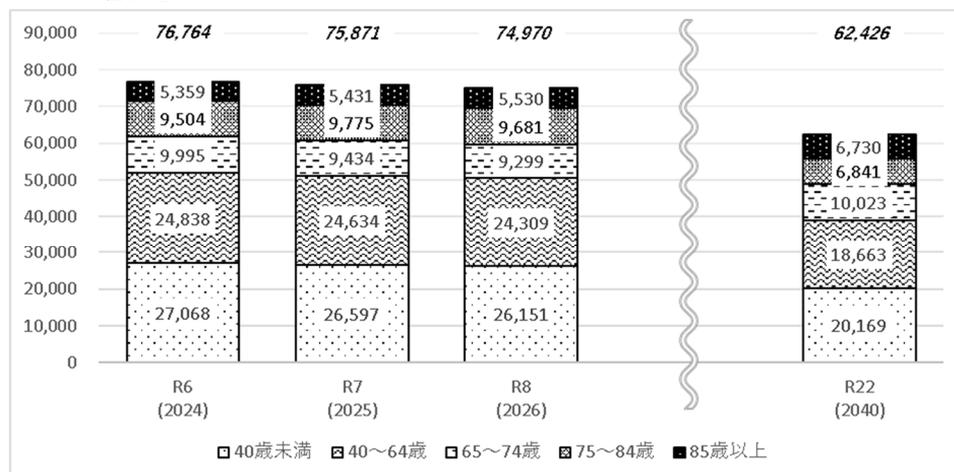
【人口の推移】



【高齢化率の推移】

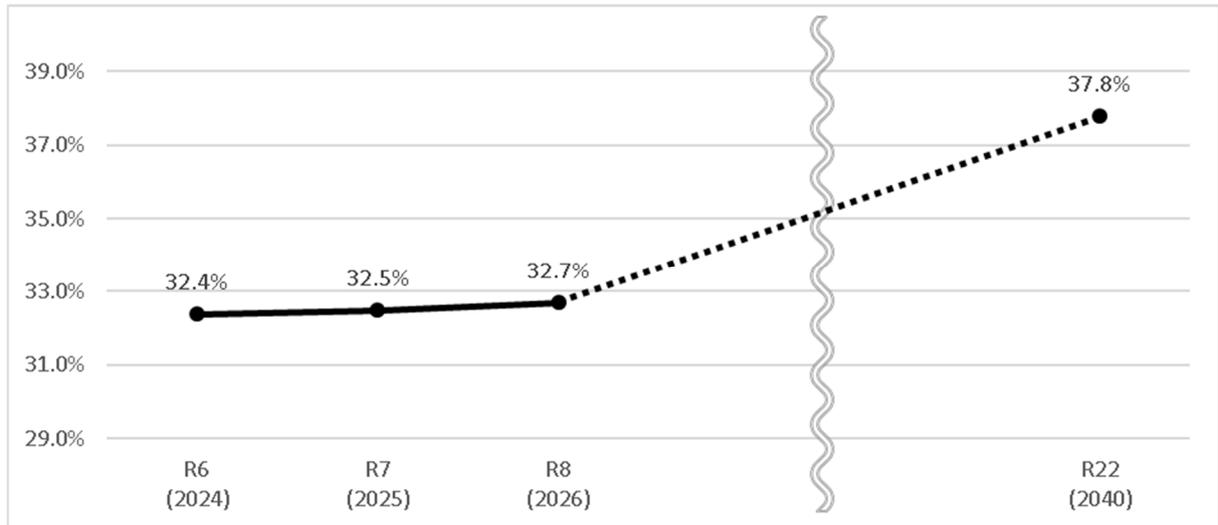


【将来人口推計】



(国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」補正值[厚生労働省])

【高齢化率の将来推計】

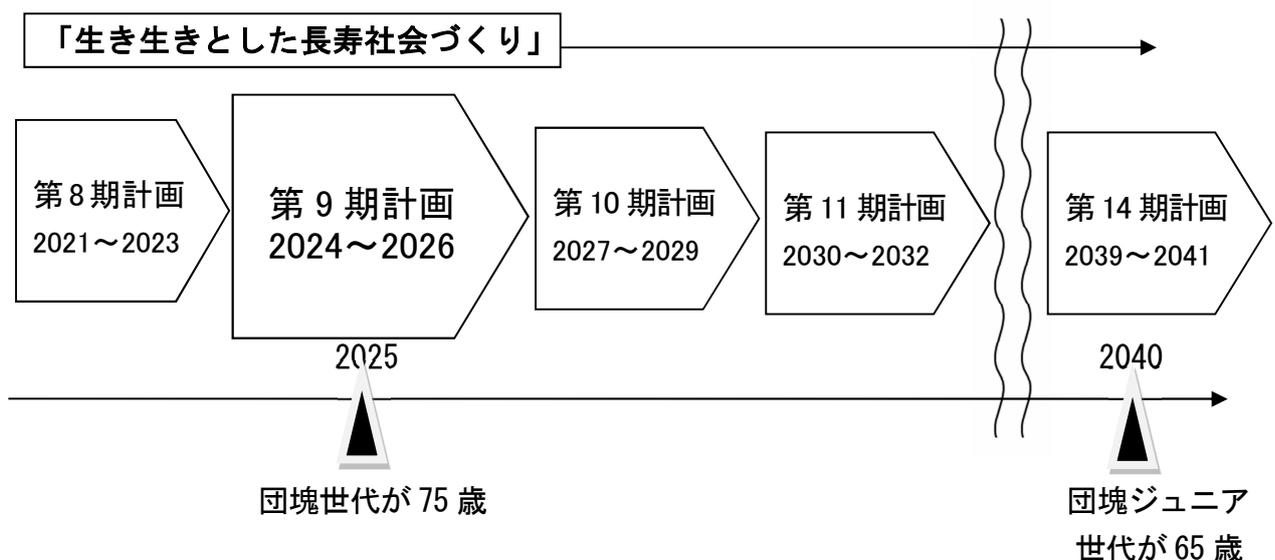


3 第9期計画の策定方針

平成 12(2000)年の介護保険制度創設時から国の示す方向性を重視しながら高齢者保健福祉計画を策定し、保健・福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施・運営に取り組んできた。

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、更に、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年も見据え、これまで進めてきた「地域包括ケアシステム※」の深化・推進を一層進めることを目標に、今後の高齢化への対策をなお一層推進していくこととするもの。

※「地域包括ケアシステム」…高齢者が住み慣れた地域で、可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制。



4 施策の体系

政策目標	生き生きとした長寿社会づくり
基本理念	健康と生きがいづくりの推進
	尊厳の確保と自立した生活の実現
	地域共生社会の実現

重点施策		今後の取組
地域包括ケアシステムの深化・推進	1. 地域での自立生活支援の仕組みづくり	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 自立支援と重度化防止 (3) 在宅医療・介護連携の推進 (4) 権利擁護・高齢者虐待防止対策の推進 (5) 福祉サービスの提供 (6) 住まいの充実 (7) 重層的支援体制の整備 (8) 災害時・緊急時等の安全・安心体制の構築
	2. 高齢者の健康づくりと社会参加・生きがいづくり	(1) 疾病予防と早期発見 (2) 健康づくりの推進と生活習慣病の予防 (3) 生涯学習の推進、活動の場の提供 (4) 生きがいづくり・仲間づくり (5) ボランティアへの参加促進
	3. 地域づくりによる介護予防	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の整備 (2) 住民自らが介護予防に取り組める環境づくり (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
	4. 認知症施策の総合的な推進	(1) 認知症の正しい理解と早期発見・早期対応 (2) 認知症予防の取組の推進 (3) 認知症ケアの向上
	5. 適正な介護サービスの提供と家族支援	(1) 介護サービスの必要量の確保 (2) 介護サービス事業者の指導・育成の推進 (3) 介護サービスが利用しやすい仕組みづくり (4) 家族介護等への支援
	6. 介護サービスを担う人材の確保・生産性の向上	(1) 介護福祉専門学校による介護人材確保 (2) 働きやすい環境整備による介護人材確保 (3) 介護人材の資質向上
	7. 介護事業所等における災害及び感染症対策	(1) 事業継続に向けた取組支援

5 重点的な取組

(1) 重層的支援体制の整備 重点施策1 今後の取組(7)

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の更なる強化を図るため、「重層的支援体制整備事業」が制度化され、移行準備事業として、社会福祉協議会に包括化推進員を、市には市内包括マネジャーを配置し、多機関協働事業の取組を開始しました。

その更なる充実や、関係機関等との協働による新たな社会資源の開発、参加支援事業に取り組むとともに、地域づくり事業を一体的に展開し、市民に寄り添った体制づくりに取り組んでいきます。

(2) 認知症の正しい理解と早期発見・早期対応 重点施策4 今後の取組(1)

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の方や家族の視点を重視しながら、市民に対し認知症への正しい理解を促します。

また、早期の段階から相談・対応ができる体制を整え、認知症ケアパスの活用や、初期集中支援チームの派遣などで、早期発見・早期対応を図るとともに、より良い支援体制を構築していきます。

(3) 認知症ケアの向上 重点施策4 今後の取組(3)

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の方や家族の生活支援ニーズ等と、認知症サポーター等を中心とした支援者をつなぐ仕組み「チームオレンジ」の設置に向けた取組を進めます。

また、認知症カフェにおける、本人同士の語り合い「本人ミーティング」を実施し、本人本位のケアの実践に努めます。

(4) 働きやすい環境整備による介護人材確保 重点施策6 今後の取組(2)

介護人材の確保が喫緊の課題となっている中で、介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、効率的に業務を行うために、介護ロボットや見守りセンサーなどのICT機器の活用や、ケアプランデータ連携システムや電子申請・届出システムなどの導入を促進し、介護現場の生産性の向上を目指します。

また、介護職の魅力発信を強化し、人材の確保範囲を広げ、多様な人材の確保に取り組めます。

第9期計画策定に向けた主な制度改正

～全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）～

1. 介護情報基盤の整備

医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者は地域支援事業として位置づける。

2. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

介護サービス事業者等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ財務状況を分析できる体制を整備する。

3. 介護サービス事業者等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進する。

4. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看護小規模多機能居宅介護を、複合型サービスの一類型として、法律上明確に位置付けるとともに、そのサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化し、更なる普及を進める。

5. 地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが、地域住民への支援をより適切に行うため、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）を居宅介護支援事業所が市町村からの指定を受けて実施できることとする。また、総合相談支援業務の一部を、居宅介護支援事業所等に委託することを可能とする。